令和元年第3回尾張北部環境組合議会

全員協議会会議録

開催日時 令和元年10月21日 (月曜日) 午前11時20分から午後0時26分まで

報告事項

- 1 江南丹羽環境管理組合職員の受入れについて
- 2 環境影響評価等手続きについて
- 3 ごみ処理施設の基本設計について
- 4 地域振興策に係る要望 (新ごみ処理施設に直接関係するもの) の対応について
- 5 墓地移転について

その他事項

出席議員(12名)						
第1番	水野 正光	君	第2番	大沢	秀教	君
第3番	大井 雅雄	君	第4番	河合	正猛	君
第5番	鈴木 貢	君	第6番	堀	元	君
第7番	齊木 一三	君	第8番	丹羽	勉	君
第9番	丹羽 孝	君	第10番	髙木	義道	君
第11番	市橋 茂機	君	第12番	和田	佳活	君
職務のため議場に出席しまります。 書 記 長	松山 和巳	君	書記	江幡	直利	君
説明のため出席した者(
管 理 者	澤田 和延	君	副管理者	山田	拓郎	君
副 管 理 者	鈴木 雅博	君	副 管 理 者	千田	勝隆	君
会計管理者	中村 信子	君	犬山市経済環境部長	永井	恵三	君
犬山市環境課長	髙木 衛	君	江南市経済環境部長	武田	篤司	君
江南市環境課長	阿部 一郎	君	大口町産業建設部長	宇野	直樹	君
大口町環境経済課長	岩田 雄治	君	扶桑町産業建設部長	澤木	俊彦	君
扶桑町産業環境課長	志津野 郁	君	事 務 局 長	坪内	俊宣	君

総務課主幹 日比野正樹 君 総務課主査 上條 靖之 君

総務課主査 杉浦 健浩 君

事 否	内穴	(下削II时20刀 闭云) 辛日筮
事項	内容	意見等
報告事項1	【報告事項1】江南丹羽環境管理組合職	・愛北広域のときに、各市町が職員
江南丹羽環境	員の受入れについて	を受け入れた経緯があるので、そ
管理組合職員	・尾張北部環境組合は、新ごみ処理施設	の経緯を踏まえて検討してはどう
の受入れにつ	の稼働に向けて、江南丹羽環境管理組	ಶು。 (6番 堀元君)
いて	合職員を受け入れする方向で進めてい	→経緯を踏まえ進めていきたい。
	く旨を平成31年2月8日付で回答をし	(事務局長 坪内俊宣君)
	ている。このことを受けて、令和元年	→労務職員13名、事務職員4名と
	5月20日付で江南丹羽環境管理組合よ	いうことであり、事務職員はと
	り受け入れに係る職員数及び採用時期	もかく労務職員の13名について
	について要望を受け付けた。内容とし	は、ここの議会の人数のように
	ては、新ごみ処理施設の供用開始時期	各市町均等割して各市町が受け
	である令和7年4月1日に事務職員4	入れて、このごみ処理場に関し
	名、労務職員13名、合計17名の受け入	ては新たに募集や採用をするの
	れの要望である。	はどうか。 (6番 堀元君)
		→意見があったということで構成
	・同日付で、職員を受け入れするに当た	市町に伝える。
	っての給与等の処遇について要望を受	(事務局長 坪内俊宣君)
	け付けている。	
	内容としては、現状の給与水準を確	
	保することとあわせ、退職手当の支給	
	に当たっては、江南丹羽環境管理組合	
	での勤続期間と尾張北部環境組合での	
	勤続期間を通算する要望である。	
	・尾張北部環境組合より江南丹羽環境管	
	理組合宛ての回答案の内容としては、	
	受け入れする職員の給与等の処遇につ	
	いては、地方公務員法等の関係法令に	
	のっとった上で、江南丹羽環境管理組	
	*/ フロッに上く、仕田月初塚児日垤組	

合での実績を考慮すること、退職手当の取り扱いについては、尾張北部環境組合での勤続期間に江南丹羽環境組合での勤続期間を加え、算出する旨である。

・尾張北部環境組合で江南丹羽環境管理 組合の職員を任用することに伴い、増加する費用についての組合と構成市町 との合意書の案を示す。

第1項では、江南丹羽環境管理組合職員を任用することに伴い増加する費用について、江南市、大口町、扶桑町が負担することを定める。

第2項では、第1項の江南丹羽環境 管理組合職員を任用することに伴い増 加する費用について、定義をする。

第3項は、第2項の民間事業者人件 費相当額について定義をする。

第4項は、当該費用の負担割合について定める。

第5項は、第1項から第4項までの 規定は、経費の支弁に当たることか ら、組合の規約の変更が前提となるこ とを定めた。

第6項は、この合意書に定めがない 事項については、その都度定めていく ということを規定する。

・江南丹羽環境管理組合職員の任用に伴い増加する費用と、その増加分の各市 町の負担額の概算額を参考として示

す。 組合構成市町と合意書を締結し、江南 丹羽環境管理組合にこの案で回答する よう考えている。 報告事項2 【報告事項2】環境影響評価等手続につ 特になし。 環境影響評価 等手続きにつ ・環境影響評価に関する現地調査見学会 いて 及び都市計画の案に関する説明会を開 催するので、その概要について説明す る。 ・現地調査見学会について 開催の目的としては、現在実施して いる環境影響評価に関する調査の様子 を実際に見てもらうことで、環境影響 評価や新ごみ処理施設整備事業に対す る理解を深めてもらうというものであ る。 開催日程については、地元6地区区 長と調整の上、地域のイベント等と重 ならないように配慮した結果、来月11 月23日土曜日に開催する。 開催時間については、午前8時30分 からと午後2時30分からの2回開催す る。 場所については、新ごみ処理施設の 計画地内で行う。 内容については、センサーつきのバ ルーンを飛ばして、上空の気象状況を 調査する上層気象調査、大気質の濃度 を測定する大気質調査、現況の騒音と

振動を測定する騒音・振動調査の3種類の調査の様子を見学してもらう予定である。

・都市計画の案に関する説明会について

開催の目的としては、新ごみ処理施設の都市計画決定手続における都市計画の案について、住民の意見をできるだけ反映させたものとするため、素案の説明と意見を伺う場として説明会を開催するものである。

令和元年12月22日の日曜日、午前10 時からすいとぴあ江南にて開催するこ ととしている。

内容については、ごみ処理施設が都 市計画に定める事項である種類、名 称、位置、区域及び面積などの計画の 素案を説明し、その後、意見聴取、質 疑応答の時間も設けることとしてい る。

周知方法については、都市計画の正式な手続として必要なということであり、関係市町の広報12月号へ掲載してもらうことを現在調整している。

資料には現地調査見学会のチラシを 添付している。

報告事項3 ごみ処理施設 の基本設計に ついて

- 【報告事項3】ごみ処理施設の基本設計 について
- ・ごみ処理施設の基本設計について、そ の進捗を報告する。ごみ処理施設整備 に係る基本設計等については、令和元 年7月16日に委託業者を選定、契約
- ・ここの建設地も木曽川のすぐ隣ということで、洪水が起こったり何かがあった場合には大変懸念がされる。説明の中で、地盤の高さを31メートルとして進めているということであったが、31メートルと

し、そのコンサルタントの支援を受け、基本設計造成計画、公害防止の自主基準値案などについて検討をしている。

・ごみ処理施設整備に係る基本設計の施設規模の検討としては、処理対象物を確認するとともに、新ごみ処理施設整備計画で設定した施設規模の妥当性について、平成30年度の人口、ごみ排出量等の最新情報から焼却施設などの施設規模について検討を現在進めている。

なお、愛北クリーンセンターのし渣 と脱水汚泥についても、処理対象にし ていくことを愛北広域事務組合と確認 し合い、処理量に含めている。

- ・大山市都市美化センターと江南丹羽環 境管理組合における平成30年度のごみ 組成調査結果をもとに、新施設で扱う ごみの質について検討を行っている。 現時点では、新ごみ処理施設整備計画 で定めたごみの質より、発熱量が高く なる想定で進めている。
- ・建設地の造成計画、地造成レベルについては、測量図、未買収用地なども踏まえて、土工量、土の量、施設の配置、概算工事費などの面から検討を行っており、現在地盤の高さを31メートルとして進めている。

いうのは、どこから31メートルに なるのか。 **(7番 齊木一三君)** → いわゆる標高である。

(事務局長 坪内俊宣君)

→実際の現地の道路、橋からでも よいが、橋からどのぐらい上が るのかというおおよその感覚で 言ってもらいたい。

(7番 齊木一三君)

→南側の道路がおよそ35メートルであり、事業計画地の中は、現在31メートルより高かったり低かったり、でこぼこしているので、工場棟や駐車場、構内道路は31メートルを基本としてもまったいきたいと表えている。木曽川が近いと、いうことは、その対策として、プラットがよりなるんだということは、その対策として、プラットがよりを2階へ持ってき、その対策として、プラットが表になる。ことで対策をとるよう考えている。

また、電気室や中央の制御室、 タービン類の重要な機器も5メ ーター高く上に持っていくこと を考えている。

また、浸水の予想されるところ までをRCの構造にしたらどう かとかいうことも考えている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→要するに31メートルということ

- ・搬入道路の検討については、南側の県 道側からの搬入を想定し、その進入方 法などについて現在検討をしている。 北側の本堤防からの搬入についても調 査・検討をしたが、宮田用水への影響 から困難であるという認識に至った。
- ・雨水調整池、ついては、江南市下水道 課との協議により、事業エリア内に調 整池を設けることを考えている。
- ・公害防止の自主基準値(案)の検討については、地元6地区の正・副区長や学識者、組合構成市町職員で構成する公害防止準備委員会を設置し、法令による公害防止基準とは別に新ごみ処理施設独自の自主規制値の案などを審議している。
- ・資料の裏面に参考として業者選定までのスケジュールを掲載している。

は南側の道路から下がるのか、上がるのか。

(7番 齊木一三君)

→下がる。南側の道路はおよそ35 メートルで、計画地内は基本31 メートルである。

(事務局長 坪内俊宣君)

→北側の堤防の道路とはどういう 関係になるか。

(7番 齊木一三君)

→北側の道路も同じ高さ、35メートル前後であるので、そちらからも低い状況である。

(事務局長 坪内俊宣君)

→ハザードマップとかでもいろい ろと検討されていると思うが、 低くなるというのは解せない。 道路から上へ上がるということ なら理解できるが、なぜ下げる のか。 (7番 齊木一三君)

→あえて下げるということではない。現在の高さは31メートルより低いところもあれば高いところもある。その中で、31メートルに造成していくということである。35メートルにした場合のコストなどについても出した上で、さらに31メートルの場合の対策として、重要な機器類は2

(事務局長 坪内俊宣君)

階に持っていくというような対

策をとっている。

→江南市がもともと持っているハ ザードマップ、外水氾濫のもの で、このいわゆる堤防と堤防に 挟まれた北浦の地域というとこ ろについては、木曽川が氾濫し た場合、外水氾濫した場合につ いては影響がないというような ことであったが、平成28年に、 県・国が発表した最大想定図の 中では、木曽川のどこで破堤し た場合、全部に色が塗られる。 そうなると、どこへも建てられ なくなってしまうということが あるため、そういうことは想定 しなければいけない。最近の原 発もそうだが、重要設備につい ては上のほうに置く、水をかぶ らないように想定をしており、 この施設でも同様に想定してい

る。 (管理者 澤田和延君)

→31メートルというのが理解できないのだが、現状から31メートル上がるという意味合いで理解しておけばよいか。

(7番 齊木一三君)

→標高もしくは海抜と考えてもらってもよいが、今のでこぼこしたところが、もっと低いところもあれば高いところもある。堤防の道路からすると4メーターほど低いところに建物を建てていくということである。

(事務局長 坪内俊宣君)

→要するにこの31メートルという
のは、海抜か標高か、そこら辺
の基準を持ってきての31メート
ルという話であり、そこから盛
り土をして堤防より4メーター
下がったところで地盤を決める
ということか。

(7番 齊木一三君)

→そうである。

(事務局長 坪内俊宣君)

・搬入道路について、北側の堤防から搬入の可能性について調査したが、宮田用水路への影響などから 困難であるということだが、ここをきちっと説明してほしい。

(6番 堀元君)

→犬山方面から来る場合、北側の 堤防に行くには右折禁止を解除 ている。警察に右折禁止を解除 するためにはどうしたら、 ということを相談したら、けるとを の三差路にまず信号をつけった。 要がおるということ、ペーの場所 本するので、今の堤防ガードレールがあるとが、イプをではしてガードルののがあるにない。 ということを確認した。のいで、 ということをでいるがであるには は幅しようとすると、のりで、 大側にそののり面が来て、耐

えられる許容の圧力を超えるため難しいというふうに判断した。

また、北側に作ったらどうかという話もあるが、北側は川の中であり、断面積が決まっていて、それで最大の木曽川が処理できる流量が決まってくるので、それを制限することになり難しい。

(事務局長 坪内俊宣君)

→二、三年前に宮田用水の堤防上 の樋門を改修があったが、その ときに仮道路はどういうふうに つくられたか知っているか。

(6番 堀元君)

→承知していない。

(事務局長 坪内俊宣君)

- →道路を犬山方面から右折できないということだが、山那、般若方面から上がってきたときはどうか。 (6番 堀元君)
- →右折にならないので大丈夫である。(事務局長 坪内俊宣君)
- →般若方面から上がってくれば愛 岐大橋のほうに行ける訳だが、 江南警察署に確認したか。

(6番 堀元君)

→それは右折に当たらないという ことである。今回は右折を解除 するために相談した結果であ

る。(事務局長 坪内俊宣君)

→大山方面からでも南小淵、山那 等から下の道路を走ってくれば 入れる。道路交通法からも、一 切関係はない。

搬入道路についても、北から入って南に出るならわかるが、逆に南から入って北の堤防道路に出てくるのは、難しいかもしれない。なので、搬入には北の堤防を十分利用できると思う。そのあたりを勉強、研究、協議してほしい。 (6番 堀元君) →了解した。

(事務局長 坪内俊宣君)

報告事項4 地域振興策に係る要望について

- 【報告事項4】地域振興策に係る要望について
- ・地域振興策に係る要望については、平 成30年1月18日に地元6地区正・副区 長説明会を開催し、同年9月下旬まで に要望書を受理している。
- ・現在、新ごみ処理施設の基本設計の作業に入っており、今後は建設から施設運営を担う事業者を選定するため、要求水準書の策定に入っていくタイミングである。そのため、各要望のうち、新ごみ処理施設に直接関係するものについては、次のような考え方をもって対応していきたいと考えている。
- ・新ごみ処理施設に直接関係するものに ついては、地域振興策に係る要望であ

- ・1番と2番で施設に直接関係する ものについては進めていくが、2 番に上げられているようなプール 等についてはやらないということ か。 (10番 高木義道君)
 - →2のほうについてはやらない、 できない旨をしっかりと説明し ていく。

(事務局長 坪内俊宣君)

→一覧表の中でも、プールという 文言はあちこちで見当たる。余 剰電力があれば、電気を使った 電気自動車の利用という要望も 多分出ているのではないかと思 う。自動車についてはよくわか らないが、プールは江南でも出 ているので、扶桑のほうでも出 ているのではないかと思う。そ っても、地元6地区が直接実施する事業ではなく、組合が施設建設の中で実施していくため、建設事業費で対応をしていく。

- ・区からの要望は、ごみ処理施設として 必要な施設、あるいは新ごみ処理施設 整備計画において必要とされている環 境学習や啓発施設、検討をすることと されている防災拠点としての活用など と、それ以外の施設設置に大きく分け られる。
- ・会議室などの利活用に関する要望については、汎用性が高い施設にすることにより、組合が利用していない時間帯は一般の利用に供することを、また災害対応としての要望を3地区から受けており、会議室などの附帯設備の一部を地震用の避難所として地域貢献できないか、地元自治体と検討していくことを考えている。
- ・環境学習スペースの要望につきまして は、子供、低年齢者を主なターゲット としたものを要求水準書の中に盛り込 みたいと考えている。
- ・緑地帯の整備要望については、緑地の 一部をオープンスペースとして一般開 放することを検討している。
- ・これら以外の施設の設置要望について

れらはやれないから、地域振興 策としては受け入れないという ことで、住民は納得すると考え ているのか。

(10番 髙木義道君)

→地域振興策については、これら 以外についても、各地区で実施 してもらう事業を現在精査して いる。

今回示した件は、直接施設を活用する施設に関係するものについて地域で還元できないかというような視点から、最高3つ上げてもらったものです。できる限りやれるものはやりたいという考えだが、先ほどのような大型の施設を中央エリア内につくるのは難しいという判断である。

る。(事務局長 坪内俊宣君)

→今のごみ処理施設の敷地内には つくらないという意味なのか。 各地域、各市町において可能で あれば進めるということか。

(10番 髙木義道君)

→計画地以外で展開していく考え は今のところない。

(事務局長 坪内俊宣君)

→それは2のその他の地域振興策 はもうやらないと言っているの と一緒ではないか。

(10番 髙木義道君)

→当初この敷地を決定するとき、

は、事業用地約3ヘクタール内には、 ごみ処理施設を初め、計量設備、管理 棟、見学者用の大型バス駐車場、搬出 入の場内道路、洗車場、一定規模の緑 地帯、調整池なども必要になってくる ため、これら以外の要望にあるような 施設を設置できる用地を確保できる見 込みが立たない現状を、まず区の役員 に説明していく。

・都市計画決定の事務では、当該区域を ごみ処理施設の整備を目的とした区域 として設定している。プールや体育館 などの体育施設を事業エリアなどにつ くっていく場合は、都市計画の作業の 変更も必要となる。都市計画のことか らも、ごみ処理施設とは別の施設の設 置、建設ができない旨理解を得られる よう努める。 中央部分と上流部分、下流部分 と分け、特に上流部分について は防災拠点として、もう進めて いた。下流部分については、2 市2町、現在の組合で利用して いく予定はあるかと聞いたとこ ろ、下流の西側エリアについて は利用しない、利用する場合は 江南市が、ということで話を聞 いている。

その後、地域振興策等について 地域にお願いをしたところ、中 央エリアで、プール、スポーツ 施設などそうした要望があっ た。これについては地域からの 要望として、重く受けとめなけ ればいけないが、西側エリアを もう利用しないというような段 階で、中央エリアでこの全てが 満足できるようなものは果たし てできるかということについて は、一般的にある多くの地域で 見られる温水プール用のものは 敷地的には不可能であろうと報 告したとおりである。この中 で、何を地域要望として中央エ リアの中でやっていく、例えば 学習室であったり、集会室のよ うなものだったりということに ついては、まだ管理者の中でも 話が出ていないのでこれから決 めていくことになると思う。

スペース的に、例えばプールという要望がどうしてもという場合に、そうした大きなものはできないのでそこは、この状況の中で考えていくということになる。 (管理者 澤田和延君)

→最初からこの部分は要望を受け ないことにしなければいけな い。やれないということをわか っているなら、組合でやる事業 についてはこの部分しかだめだ としなければ。50%以上、6割 の方が条件つき賛成である。そ の条件が地域振興策にあらわれ ている。地域でやる地域振興策 はそれぞれ6地区で聞いたが、 組合でつくる部分については、 今資料に出ているこれである。 だから、ここで4地区が温水プ ールをつくれと言っている中 で、やれませんなんて、今ごろ 通じないと思う。最初こういう 大型施設はできないから、それ 以外を、と言うべきだと思う。 いろいろできない理由ばかり言 われ、都市計画法で無理であ る。また、確かに場所的に3へ クタールでは無理だと思う。な らば、西側エリアは江南市が活 用して、活用方法が今決まって いないのなら、そこを借りるか 買うかし、そこへ移設すれば隣

接したところにできる。そういう方法もあるわけで、いきなりやっぱりできませんでは地元説明会に入っても、絶対に了解を得られない。やはりもう少し検討すべきだと思う。

(4番 河合正猛君)

(6番 堀元君)

→防災拠点については、確かに鹿子にあったが、もともとごみの焼却場エリアでどれだけ必要かということは、これまでの会議の中で進められてきて、この程度でいいと進められてきた中で発生してきたことであり、エリアを狭くするために防災拠点を持ってくるなんていうことはな

い。そういった発言は慎んでほしい。このことについてはあなたもよく御存じのことだと思う。

それから、先ほど言ったよう に、プール等々についての要望 があるということは、地元から も江南の6区からも要望がある ので、承知しているが、実際に これは重いものとして考えなけ ればいけないという中で、いろ んな状況が決まっていく中で、 やっぱりエリア的にはもう厳し いだろうと。それから、河合議 員も言われたが、西側エリアを 使ってということも一つの方法 であろうが、最初の段階でほか の首長に西側エリアを利用する かと聞いたところで、利用しな いということが内部で話し合い がされた。また、江南市で利用 してほしいという言葉もあった ので、それは今後またやればよ い。やればよいが、その話の中 で今進められている。また中央 もまだ決まっていない状況で、 何をするという段階で、西側エ リアについては、江南市で進め てくれと聞いているので、誤解 のないように答弁する。

(管理者 澤田和延君)

→管理者の言うことはよくわかる

が、中央エリアについては本当にエリア的にも、今地元要望を含めて非常に難しいということはわかるが、じゃあ要望について探求していく。今、管理者のほうから、西側エリアは組合では使わないと、使用するつもりはないと。それは首長間で諮られたということはない。そういきない。というとはない。そういちょっと疑義を感じる。

(5番 鈴木貢君)

(管理者 澤田和延君)

→今、プールについては全部否定 的な見解ではないと、わかっ た。私からはそういうことを含

め、組合側から、首長間を含め て、江南市を含めて、本当にプ ールについて取り組めないかと いうことを真剣に協議してほし い。そこに地元要望というもの がどういう位置づけにあるかと いうこと。先ほど河合議員から も、堀議員からも言われたが、 本当に地元の方からそうしたプ ールはつくらないということ が、どういう理由でそうなった かというときに、私たちは説明 できない。そういうことだけ申 し述べて、これから前向きに、 先ほど使わないと決められた と、組合として。要するに西側 エリアは使わないというのであ れば、そうしたことも含めても う一度考え直してほしい。

(5番 鈴木貢君)

→先ほど管理者の答弁の中で、内 部で協議した結果と言われた が、内部とは首長の会議か。そ れを確認したい。

(6番 堀元君)

→首長の中で話し合いがされている。決定には至ってはいないが、今後いろいろなことを進めていく上で重要事項なので、話し合いは進めている。

(管理者 澤田和延君)

→内部で協議されたということな

ので、各首長に個人的に聞きたい。どういう協議をされて、どういう意見で、どういう要望をしたか。大山市長から順番に答弁をお願いする。

(6番 堀元君)

→西側の土地について利用する意 向があるかということなので、 記憶が定かではないが、犬山市 持ち帰って、議会とも情報共有 した上で、犬山市としては必要 ないということを伝えたと記憶 している。細かいところまでは 記憶の若干違いもあるかもしれ ないが、そういう認識である。

(副管理者 山田拓郎君)

→大口町も今の犬山市長と同様 で、利用することはないと返事 している。

(副管理者 鈴木雅博君)

→この場で答えるのが適切かどうかちょっとわからないが、私の記憶によれば、確かにそういう質問があったので、扶桑町として、2市2町の中で、犬山市、大口町では現実的にないだろうと、だから2市2町の中で検討すればよいのでは、という発言をした記憶があるという程度である。

(副管理者 千田勝隆君)

→犬山市が情報共有を行ったとい

うのは、そういう情報があったということだけか。

(6番 堀元君)

→今詳細に議事録とかを確認したわけではないので、先ほど記憶の範囲でと言ったが、議会と情報共有して、当然そこで議会があればということは当く情報共有しながらいるとにかく情報共有しながらであり、全協に自身が出席しているわけではないので、合ういうやりといってといい。

(副管理者 山田拓郎君)

→議会の正式な意見はまだ聞いて ないと理解してよいか。

(6番 堀元君)

→議決を経ているとか、そういう 状況ではないので、あくまでも 情報共有しながら、ということ だと思っている。先ほどから言 っているように、私自身が全員 協議会へ出て、説明して意見を 聞いたわけではないので、どう いうやりとりがあったかは、今 議事録を確認しているわけでは ないのでこれ以上は答えられな

い。(副管理者 山田拓郎君)

→江南市議会は、何ら議会には諮っていない。議会に対して、こういう状況だということは何ら 正式には諮られていない。

(6番 堀元君)

→全協で2度ほど行っている。

(管理者 澤田和延君)

→管理者はそう言うが、全協で考え方は聞いた。要するにプールについくと、1度目の全協で表しての全協で表したが、最新の全は、最新のでは、最新のでは、場所のでは、最新のでは、当局のではでいるとにからない。と、との可能性にからない。と、答弁を聞いてはない。と、答弁を聞いてはない。と、といるにはいていない。

(5番 鈴木貢君)

→先ほどから言っているように、 結論は出ていない。言われると おりである。それを検討してい くということも言っているし、 この議会の中で、それは2市2 町でやっていくことなのか、江 南市として単独でやっていくか ということについても何も決ま っていない。そうした中で、ま

ずここは一部事務組合として、 2市2町でやっていく場である ので、まずはそこをきちんと押 さえてからやらなければならな い。

先ほど河合議員の発言があり、 正式にまだ聞いていないが、そ うしたやり方もなくはない。2 市2町にきちんと諮ってやって いかなければならないし、何度 も言うが、地元の要望は重いこ とであるが、さまざまな、これ も説明をしているかと思うが、 どこまで行ってもやはりコスト の問題ということを重きに考え なければいけない。そうしたこ ともあわせて現在検討し、近々 この点については、江南市議会 については諮らせてもらう。言 われるとおり何も決まってはい ない。(管理者 澤田和延君)

→まだ完全にプールについては白 紙という理解させてもらう。

それを踏まえて、今も管理者の話で、コストの面と言っていた。午前中の議会で、和田議員がいろいろ意見を言っていたが、コストがペイ、いわゆるプラス・マイナス・ゼロのような状況のプールをつくったり、またごみ処理場自体の必要経費等を全部ペイできるようなごみ処

理場をつくれば、何ら差しさわりないわけである。なので、そういうごみ処理場をつくることを検討してほしい。

和田議員の話の中で、3分の1 が2分の1になるという意見も 環境省から直接聞いたようであ るが、非常に勉強熱心だと思 う。そういうことを事務局がも っと勉強し、2市2町の負担を いかに削減するかといことを検 討してほしい。後ろ向きでな く、前向きにプールをつくるに はどうしたらいいか、その経費 はどうするか、コストをどうす るか、ということを検討するの が前向きの検討である。やらな いための理由をいろいろ考えて いるようにしか思えない。非常 に残念である。地元の要望等を しっかり聞き入れられるやり方 をぜひやってほしい。

(6番 堀元君)

→そのとおりであるが、今何もし ていないわけではないし、事務 局も綿密にいろいろと情報を聞 きながらしており、しっかりと 勉強している。

ただ、しっかりとロードマップ に乗っかってやっていく段階 で、機種選定というものはもう 3つに絞ってやっていくと決ま

っている。こういったところが これから先、大幅にどういうふ うに影響していくか。さらにい い補助が出たらその都度やって いくのかというようなこともあ り、逆戻りできるのかどうかと いうことも含め、そして今提案 された和田議員の設備につい て、検討委員会では1回バツに なっている。バイオの問題につ いて、においだとか、ガスをた めておくところだとか、さまざ まなことがあるようである。そ うしたことについて、そこで補 助金の率というか、それが指摘 されてきたわけであるので、そ うしたときに、例えば燃やした ときの残渣をどうするかだと か、そういった細かなことをや っていかなければいけないとい うことは、相当な労力と時間を 要する。そこにもやはり専門家 を入れていかなければいけな い。差し戻しをするのかどうか 等と、検討は早急にするが、一 旦は検討委員会の中で決められ て、ロードマップにしっかりと 乗っており、時間のない中で、 大変おくれてしまっているこの 事業について、同時進行で用地 買収をし、環境アセスをやって おるので、そういうところもし

っかりと見ながら進めていきたいと思うので、決して勉強不足ということではなく、コストという面については非常に大きい問題であるので、ここでまた今新たなことが、きょう議会の中で話もあったので、また首長間で共有をしながら事務局のほうで勉強し、対応してほしいと思う。

それから、プールの話に戻る が、やらないための理由をつけ ているとわけではない。

(管理者 澤田和延君)

→新たにプールは今から検討していくということも含めて、年に2回の議会では、首長たちも議会に相談できないと思う。節目で臨時議会なり、全員協議会なりをやって、我々にも説明をしてもらい、合意をしていと思うので、ぜひとも節で、がたいと思うがたいとも節で、要望したい。議会は年に2回しかないから、なかなか難しいと思う。

(4番 河合正猛君)

→先ほどの管理者の答弁の中で、 運営協議会、これは各部長です か、幹事会でバツになったとい う答弁を受けたが、いつ協議さ

れたのか。 (6番 堀元君)

→管理者が言ったのは、新ごみ処理施設整備計画をつくる中で、検討委員会、各市町から議会を2人、行政関係者1人、環境団体の代表1人、地元6区からも参加してもらい、21名で議論した中で、バイオガス化のものはその段階で選択されなかったということである。その次の段階、昨年は、その絞った中でもらったという流れになる。

(事務局長 坪内俊宣君)

- →環境省の補助金制度について、 和田議員が言ったのは、ことし の4月からで、新しくことしの 4月から2分の1で補助金制度 が発足した。それを協議した か。 (6番 堀元君)
- →先ほども言ったとおり、最近そ の情報を知ったところで、協議 実態はない。

(事務局長 坪内俊宣君)

→今、意見等を聞いているところ だが、きょうの全協ではもうー つ報告事項がある。いろいろな 発言の中でもあったように、言 われた意見は管理者を含め、当 局とも協議してもらい、意見は 意見として捉えてもらうという ことで議員各位には理解しても

		らいたい。		
		(議長 市橋茂機	君)	
報告事項 5	【報告事項5】墓地移転について	特になし。		
墓地移転つい	・前回の全員協議会において、墓地使用			
T	者を対象とした意見交換会について報			
	告しておりますが、その後2回目の意			
	見交換会も開催しているので、あわせ			
	て報告する。			
	・意見交換会のテーマは、今後の北極楽			
	墓地のあり方について使用者全員で考			
	えるというものであった。			
	・意見交換会では、移転賛成者からは、			
	子や孫、次世代へ墓地管理の負担をか			
	けたくない、この機会に移転してきれ			
	いにしたほうがいいという意見、今後			
	のことを考えるといい機会ではないか			
	という意見があった。			
	・反対者からは、墓については現在もき			
	れいに管理されているので、行政に頼			
	ることなく自分たちだけでやればいい			
	という話もあった。			
	・中般若区からの要望については、区民			
	同士でしっかり話し合ったわけではな			
	いという意見もあった。			
	・協会役員からは、やってよかった、直			
	接意見が聞けたという話もあった。			

- ・2回にわたり賛成・反対の両立場の使用者が率直に意見を交換し、その後も3名の反対者と交渉しているが、きょうの時点で反対の意思に変わりはない。
- ・今後も引き続き区長を初め、役員と相 談しながら交渉をしたいと考えてい る。

その他事項

【その他事項】

・その他事項として何かあるか。

(議長 市橋茂機君)

いろいろ協議を聞いてもらえた し、また協議してもらい大変あり がたかった。こういう協議は、ま だまだしっかりやらなければいけ ないと同時に、先ほども言いまし た搬入路についても、きちっと精 査はしてないだろう。それから、 今回の3分の1が2分の1の補助 金に変わったということも協議も してない。こういうことを踏まえ ると、市民の負担、各市町の負担 をいかに少なくするかという前提 のもとに、そしてまた各地区の地 元の要望等を聞いてもらう、受け 入れてもらうためにはどうしたら いいか。そういうことをしっかり と事務局として協議してほしいと 思う。そして、常に機会があるご とに全協等を開いて、各議員の意 見を聞いて、協議をしてもらうと いうことを要望する。

(6番 堀元君)

(午後0時26分 閉会)